

入院時食事療養・入院時生活療養について

■患者の食事療養に係る標準負担額

一般（70歳未満）	70歳以上の高齢者	標準負担額（1食当たり）	
●一般（下記以外）	●一般（下記以外）	510円	
		●（例外）指定難病患者等	300円
●低所得者 （住民税非課税）	●低所得者Ⅱ （＊1）	●過去1年間の入院期間が90日以内	240円
		●過去1年間の入院期間が90日超	190円
該当なし	●低所得者Ⅰ（＊2）	110円	

（＊1）低所得者Ⅱ：①世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外の者

（＊2）低所得者Ⅰ：①世帯全員が住民税非課税で、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いた

ときに0円となる者、あるいは②老齢福祉年金受給権者

■患者の生活療養に係る標準負担額（療養病床に入院する65歳以上の患者が対象）

療養病床に入院する65歳以上の患者		食費（1食）	居住費（1日）
①一般の患者 （下記のいずれにも該当しない者）		510円	370円
②厚生労働大臣が定める者（＝重篤な病状又は集中的治療を要する者等）（低所得者Ⅰ・Ⅱを除く）		510円	370円
③指定難病患者（低所得者Ⅰ・Ⅱを除く）		300円	0円
④低所得者Ⅱ（⑤⑥に該当しない者）		240円	370円
⑤低所得者Ⅱ（重篤な病状又は集中的治療を要する者等）	申請月以前の12月以内の入院日数が90日以下	240円	370円
	申請月以前の12月以内の入院日数が90日超	190円	
⑥低所得者Ⅱ（指定難病患者）	申請月以前の12月以内の入院日数が90日以下	240円	0円
	申請月以前の12月以内の入院日数が90日超	190円	
⑦低所得者Ⅰ（⑧⑨⑩⑪に該当しない者）		140円	370円
⑧低所得者Ⅰ（重篤な病状又は集中的治療を要する者等）		110円	370円
⑨低所得者Ⅰ（指定難病患者） ⑩低所得者Ⅰ/老齢福祉年金受給者 ⑪境界層該当者（負担の低い基準を適用すれば生活保護を必要としない者）		110円	0円

当院は、入院時食事療養（Ⅰ）及び入院時生活療養費（Ⅰ）の届出に係る食事を提供しています。管理栄養士によって、管理された食事を適時（夕食時については、午後6時以降）適温で提供されます。

医療法人社団健齢会
ふれあい平塚ホスピタル
令和7年4月1日